

事業承継の第一歩として、

# 社長の個人保証を外してみませんか



- ・ 事業承継特別保証制度
- ・ 経営承継借換関連保証制度

既存の借入金を**無保証人かつ低金利・低保証料率**の本保証制度にて**借換**することにより、後継者の不安を取り除き、円滑な事業承継が可能となります。

本保証制度の詳細は裏面をご覧ください



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

本店

TEL.054-252-2121

〒420-8710

静岡市葵区追手町5-4

アーバンネット静岡追手町ビル5階

浜松  
支店

TEL.053-458-1212

〒430-8666

浜松市中央区田町330-5

遠鉄田町ビル6階

沼津  
支店

TEL.055-926-0100

〒410-8691

沼津市米山町6-5

沼津商工会議所会館3階



# 制度概要

	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証制度
対象者	(1) 3年以内に事業承継を予定する法人 (2) 令和2年1月1日以降の事業承継日から3年を経過していない法人	3年以内に事業承継を予定する法人
保証限度額	【一般枠】 2億8,000万円	【別枠】 2億8,000万円
保証人	<b>不 要</b>	
保証期間	10年以内	
保証料率	【協会制度】 0.45%~1.90% ※中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、 <b>0.20%~1.15%</b>	
	【県制度】 <b>0%~0.95%</b>	
融資利率	【協会制度】 金融機関所定利率	
	【県制度】 <b>1.60%以内</b>	
資格要件	【協会制度】 次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと ③EBITDA有利子負債倍率 <b>10倍以内</b> <small>EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)</small> ④法人と経営者の分離がなされていること	
	【県制度】 上記に加えて以下要件あり ・業歴1年以上など県制度要件あり ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認	
対象資金	(対象者(1)の場合) 事業承継時までに必要な事業資金 ・真水資金 ・経営者保証付き融資の借換資金 (対象者(2)の場合) ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	事業承継時までに必要な事業資金 ・経営者保証付き融資の借換資金
認定	不要	必要 (経営承継円滑化法第12条で規定する経済産業大臣の認定)